

議案第 29 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「25, 840円」を「27, 930円」に改め、同項第3号中「38, 760円」を「41, 890円」に改め、同項第4号中「51, 680円」を「55, 860円」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者 62, 840円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（令第22条の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 69, 820円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 83, 790円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 97,750 円

第 7 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 15 条第 1 号中「(昭和 25 年法律第 226 号)」を削り、同条第 4 号中「(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。)」を削り、「同法」を「地方税法」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条の規定は、平成 24 年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成 23 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(平成 24 年度から平成 26 年度までにおける保険料率の特例)

3 令附則第 16 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、改正後の条例第 7 条第 3 号の規定にかかわらず、34,910 円とする。

4 令附則第 17 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、改正後の条例第 7 条第 4 号の規定にかかわらず、48,870 円とする。